

景観づくり重点地域の指定について

(立山・大山地区)

富 山 県

目 次

- 立山・大山地区景観づくり重点地域の指定区域（案）・・・・・・・・ 1

- 立山・大山地区景観づくり重点地域基本計画（案）・・・・・・・・ 2

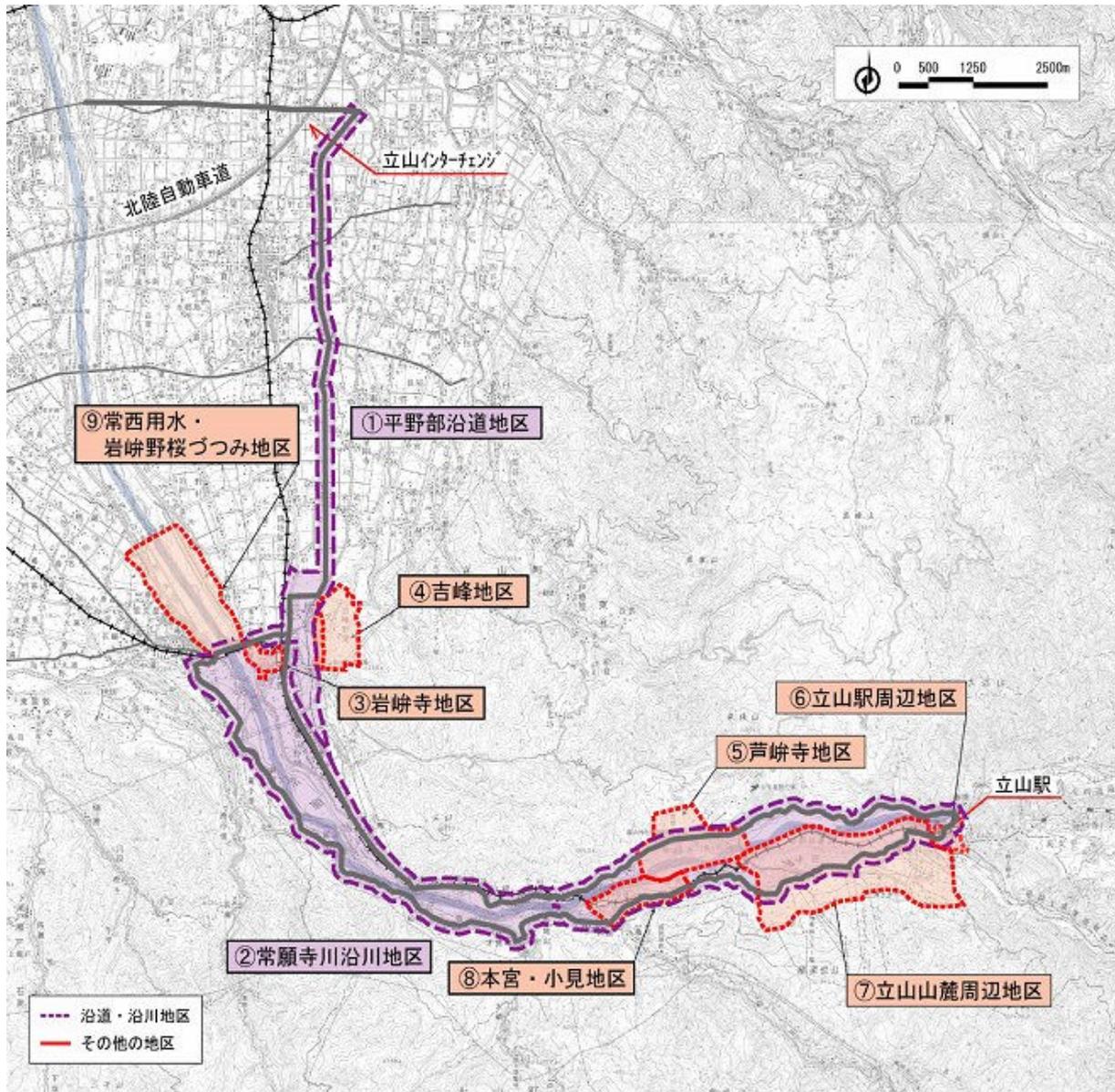
- 立山・大山地区特定行為の景観づくり基準（案）・・・・・・・・ 10

立山・大山地区景観づくり重点地域の指定区域（案）

（指定区域）

①平野部沿道地区は立山インターチェンジから立山橋間の沿道両側 100mの区域を、②常願寺川沿川地区は立山橋から千寿ヶ原間の常願寺川及びその兩岸沿道外側 100mからなる区域を、沿道区間にある③岩嶺寺地区、④吉峰地区、⑤芦嶺寺地区、⑥立山駅周辺地区、⑦立山山麓周辺地区、⑧本宮・小見地区、⑨常西用水・岩嶺野桜づつみ地区の7地区については地形・地物を参考に区域を指定

（指定予定図）



立山・大山地区景観づくり重点地域基本計画（案）

第1 重点地域における景観づくりに関する基本的な方針に関する事項

1 重点地域における景観づくりの基本目標

立山・大山地区景観づくり重点地域（以下「重点地域」という。）の美しい景観の保全と創造を図るため、次の基本目標を定める。

(1) 立山連峰や常願寺川の眺望に配慮し、生かす景観づくり

地域のシンボルである立山連峰、常願寺川及び河岸段丘への眺望の確保に努めるとともに、多くの来訪者の重要な視点場となる主要幹線道路沿道、観光・商業施設集積地等の周辺においては、特に眺望に配慮し、生かす景観づくりに努めるものとする。

(2) 豊かな緑とうるおいある水辺を守り育てる景観づくり

常願寺川兩岸の樹林、散居集落の屋敷林、山間部の棚田、常願寺川の水辺等における重点地域の景観を特徴づける豊かな樹林、緑地及びうるおいある水辺の景観の保全・育成に努めるものとする。

(3) 立山山岳信仰の歴史と文化が息づく景観を守り、生かす景観づくり

立山山岳信仰の拠点として、雄山神社を代表する社寺、宿坊等の歴史・文化的な景観資源を有し、地域の伝統行事や祭り等も伝承されていることから、これらが背景となる景観の保全を図り、風土や歴史・文化を生かした景観づくりに努めるものとする。

(4) 世界的な山岳景観へ訪れる人に心地よい、もてなしの景観づくり

立山黒部アルペンルートへのアプローチとして、また、立山山麓の豊かな自然を楽しむリゾートとして、国内外から訪れる多くの人に心地よい印象を与えるもてなしの景観づくりを進めるため、自然景観や田園景観に調和した沿道の景観づくりに努めるものとする。

2 重点地域における景観づくりの基本方針

重点地域の景観構造と地域的なまとまりから、平野部沿道地区、常願寺川沿川地区、岩嶮寺地区、吉峰地区、芦嶮寺地区、立山駅周辺地区、立山山麓周辺地区、本宮・小見地区及び常西用水・岩嶮野桜づつみ地区に区分し、地区ごとに景観づくりの基本方針を定める。

(1) 平野部沿道地区

本地区は、立山黒部アルペンルートへの立山インターチェンジから立山橋に至る主要なアクセス道路を有し、常願寺川の扇状地である沿道周辺の平野部には、屋敷林を伴った散居集落や田園が、緑豊かな広がりのある景観を擁し、その背景には雄大な立山連峰や河岸段丘の連続した緑の崖線を望むことができる。

本地区においては、立山連峰、河岸段丘の眺望景観の保全とともに、修景、緑化などによる自然景観や田園景観に調和する沿道景観の形成、美しい散居の屋敷林や田園景観の保全により、「立山黒部アルペンルートへのアプローチにふさわしい景観づくり」を図るものとする。

ア 立山連峰、河岸段丘の眺望景観の保全

立山連峰や河岸段丘の崖線の重要な視点場である沿道からの眺望景観の確保に配慮した景観づくりを推進するため、行為の適切な誘導を図る。

イ 自然景観や田園景観に調和する沿道景観の形成

沿道周辺の自然景観や田園景観に調和した施設づくり、沿道の緑化等により、立山黒部アルペンルートへの来訪者を迎えるにふさわしい沿道景観の形成に努めるとともに、沿道景観を阻害する耕作放棄地や広告物等の修景等に努める。

ウ 屋敷林を伴う散居集落や豊かな田園景観の保全

沿道周辺の屋敷林の保全等に努め、散居集落に特徴づけられる緑豊かな田園景観の保全を図る。

(2) 常願寺川沿川地区

本地区は、平野部と山間部が結節する常願寺川扇状地の扇頂部から立山黒部アルペンルートへの拠点である立山駅までの重要な観光アクセス道路を有し、常願寺川の沿川では立山連峰や起伏に富んだ山並みを背景に常願寺川の雄大な河川景観が特徴となり、山腹の樹林が沿道に迫り、緑豊かな景観を形成している。

本地区においては、地域のシンボルである立山連峰や常願寺川の眺望景観の保全に努めるとともに、立山黒部アルペンルートへの来訪者を迎えるにふさわしい風土性豊かな沿道景観、緑豊かな自然景観や棚田景観の保全に努めることにより、「雄大な立山連峰や常願寺川の眺望を生かした景観づくり」を図るものとする。

ア 立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全

多くの来訪者の重要な視点場となる沿道においては、立山連峰や常願寺川の眺望景観を損なうことのないよう行為の適切な誘導に努め、眺望景観の保全を図る。

イ 自然景観等に調和する沿道景観の形成

沿道周辺の自然景観や棚田の景観に配慮した施設、町並みづくり、沿道の緑化等を推進するとともに、沿道景観を阻害する耕作放棄地や広告物等の修景等に努め、風土性豊かな沿道景観の形成を図る。

ウ 常願寺川の自然景観、棚田の景観の保全

常願寺川両岸の山腹における樹林に配慮した伐採、育成等により、沿川地区の景観の背景となる緑豊かな自然景観や棚田の景観の保全を図る。

(3) 岩嶺寺地区

本地区は、立山山岳信仰の拠点である雄山神社をはじめとする寺社や境内に広がる樹木林、石仏、黒瓦・漆喰等の風情ある歴史・文化的景観や常東合口用水の緑豊かな河川景観が特徴となっている。

本地区においては、立山山岳信仰の風情を生かした開放的でゆとりのある町並みの歴史・文化的景観や常東合口用水の豊かな水と緑の景観の保全に努めることにより、「立山山岳信仰の風情が感じられる景観づくり」を図るものとする。

ア 立山山岳信仰の風情を生かした町並み等の景観形成

歴史ある雄山神社の参道となる町並みにおいては、建築物等の形態意匠、色彩などに工夫し、立山信仰の風情を生かした町並みの景観形成に努めるとともに、建築物の敷地等では、修景、緑化等に配慮し、緑豊かな開放的でゆとりある住宅地への景観形成に努める。

イ 豊かな水と緑の景観の保全

良好な樹林と一体となった常東合口用水による河川景観の保全と、その景観を生かした景観づくりを図る。

ウ 社寺林に囲まれた雄山神社を中心とした緑豊かな歴史・文化的景観の保全

社寺等の良好な樹林の保全に努めるとともに、雄山神社等による歴史・文化的景観が損なわれないよう周辺の建築物等の形態意匠等を工夫するなど、この地区の歴史・文化的景観の保全を図る。

(4) 吉峰地区

本地区は、富山平野の散居景観を一望できる河岸段丘に位置し、グリーンパーク吉峰やパークゴルフ場、スギの展示林等の緑にあふれた景観と、立山連峰の眺望景観、木を生かした統一感のある住宅地の景観が特徴となっている。

本地区においては、豊かな森がつくる自然景観に調和し、木を生かした緑にあふれた住宅地の景観形成とともに、雄大な立山連峰や散居集落を形成している富山平野の眺望景観の保全に努めることにより、「緑にあふれ、木のぬくもりが感じられる景観づくり」を図るものとする。

ア 緑豊かな統一感のある住宅地、レクリエーション基地の景観形成

周辺の自然に調和した住宅、施設づくり、敷地の緑化等により、緑あふれる住宅地、レクリエーション基地の景観形成を図る。

イ 豊かな森がつくる自然景観の保全

樹林に配慮した伐採、育成等により、地区の景観の背景や平野部からの眺望の対象となる緑豊かな自然景観の保全を図る。

ウ 立山連峰、富山平野の眺望景観の保全

雄大な立山連峰や散居を形成している富山平野の眺望を損なうことのないよう行為の適切な誘導に努め、眺望景観の保全を図る。

(5) 芦峯寺地区

本地区は、常願寺川と急峻な斜面に挟まれた段丘上に位置し、雄山神社をはじめとする寺社・宿坊・石仏群等の立山山岳信仰の風情が感じられる歴史・文化的景観と立山連峰の眺望景観が特徴となっている。

また、地区の伝統行事である布橋灌頂会や祭り等が伝承され、立山博物館において立山山岳信仰の歴史が伝えられているほか、黒瓦、漆喰壁の歴史的な佇まいを残す住宅もみられる。

本地区においては、立山山岳信仰の歴史を生かしたゆとりある町並みの景観形成とともに、歴史・文化的景観、立山連峰や常願寺川の眺望景観の保全に努めることにより、「立山山岳

信仰の歴史が感じられる景観づくり」を図るものとする。

ア 立山山岳信仰の風情を生かした町並み等の景観形成

建築物等の形態意匠、色彩などに工夫し、雄山神社をはじめとする寺社・宿坊・石仏群等に見られる立山信仰の歴史を生かした町並みの景観形成を図る。

イ 社寺林に囲まれた雄山神社を中心とした緑豊かな歴史・文化的景観の保全

社寺林等の良好な樹木の保全に努めるとともに、雄山神社等による歴史・文化的景観が損なわれないよう周辺の建築物等の形態意匠等を工夫するなど、この地区の歴史的景観の保全を図る。

ウ 立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全

沿道や遥望館などからの雄大な立山連峰や常願寺川の眺望を損なうことのないよう行為の適切な誘導に努め、眺望景観の保全を図る。

(6) 立山駅周辺地区

本地区は、山林や河川に囲まれた台地に位置し、立山黒部アルペンルートの玄関口である立山駅が立地し、駅前広場周辺には、山岳景観に配慮した建物がみられ、周辺の山並みと真川、称名川の美しい溪流の眺望景観が地区の特徴となっている。

本地区においては、山林と河川などの自然景観や、山岳景観に調和した景観形成とともに、駅周辺の背景となる山並みや河川の眺望景観の保全に努めることにより、「立山黒部アルペンルートへの玄関口にふさわしい景観づくり」を図るものとする。

ア 山岳景観に調和した魅力ある景観の形成

建物の意匠、色彩等の統一や敷地内の緑化等に努め、山林と河川に囲まれた山岳景観に調和した魅力ある景観の形成を図る。

イ 山並みや河川の眺望景観の保全

立山駅周辺の背景となる山並みや河川の眺望を損なうことのないよう行為の適切な誘導に努め、眺望景観の保全を図る。

(7) 立山山麓周辺地区

本地区は、立山山麓スキー場を有する日本海側最大級の規模をもつリゾートエリアとして、周辺を山林に囲まれた山岳景観とリゾート地の雰囲気を感じられる建物、沿道からの雄大な立山連峰やスキー場群等の眺望景観が特徴となっている。

本地区においては、山岳景観や、周辺の豊かな自然に調和した景観形成とともに、立山連峰やスキー場群等の眺望景観の保全に努めることにより、「四季を通じたリゾートにふさわしい景観づくり」を図るものとする。

ア 豊かな自然に調和した魅力あるリゾート景観の形成

山岳景観に調和した質の高い意匠、色彩等の使用、敷地内の緑化等により、周辺の豊かな自然に調和したリゾートにふさわしい景観形成を図る。

イ 立山連峰やスキー場群等の眺望景観の保全

雄大な立山連峰やスキー場群等の眺望を損なうことのないよう行為の適切な誘導に努

め、眺望景観の保全を図るとともに、対岸からの眺望に配慮する。

(8) 本宮・小見地区

本地区は、周囲を常願寺川、和田川、山林に囲まれた段丘平坦部に位置し、国の登録有形文化財の本宮砂防堰堤や常願寺川水辺の楽校等の潤いある水辺の景観と、立山連峰・常願寺川・和田川の眺望景観が特徴となっており、立蔵神社や念法寺等の社寺や、黒瓦、漆喰壁の住宅など、古くからの佇まいが感じられる建物が残っている。

本地区においては、農山村の自然景観や、歴史と風土に培われた山麓集落にふさわしい景観形成とともに、立山連峰、常願寺川の眺望の保全や水辺空間を生かした景観形成に努めることにより、「山麓の暮らしが感じられる景観づくり」を図るものとする。

ア 歴史と風土に培われた山麓集落の景観形成

農山村の自然景観に調和する意匠、素材等に配慮し、古くからの佇まいや山麓の暮らしが感じられる景観形成を図る。

イ 水辺空間を生かした景観の形成

水辺空間を阻害しないよう工作物等の色彩、位置、形態等に配慮し、雄大な河川景観や山並みに調和した地域交流の拠点にふさわしい景観形成を図る。

ウ 立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全

本宮砂防堰堤や常願寺川とその背景にある立山連峰の雄大な眺望を損なうことのないよう行為の適切な誘導に努め、眺望景観の保全を図る。

(9) 常西用水・岩峠野桜つつみ地区

本地区は、平野部と山間部が結節する常願寺川扇状地の扇頂部から下流に位置し、雄大な常願寺川の河川景観や常西合口用水、常西プロムナード、桜つつみ等の緑豊かな水辺の景観とともに、佐々提や殿様林等の歴史的な景観資源を有し、立山連峰や散居集落の眺望景観などが特徴となっている。

本地区においては、周辺の農地や河川景観に調和した住宅地の景観形成に努めるとともに、立山連峰、常願寺川の眺望の保全や佐々提や殿様林等の歴史的な景観資源を生かすことにより、「河川の歴史が感じられる景観づくり」を図るものとする。

ア 河川の歴史を生かした緑豊かな水辺の景観形成

樹木の育成等により、佐々提や殿様林等の歴史的な景観資源を生かした緑豊かな水辺の景観の形成を図る。

イ 周辺の農地や水辺景観に調和した住宅地の景観形成

建物の意匠・色彩等への配慮や植林、草花の植栽に努めることにより、常願寺川の潤いある河川景観や周辺の農地に調和した緑豊かなゆとりのある住宅地の景観形成を図る。

ウ 立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全

雄大な立山連峰、常願寺川の潤いある河川景観、美しい田園景観の眺望を損なうことのないよう行為の適切な誘導に努め、眺望景観の保全を図る。

第2 重点地域における景観づくりのための基準の策定に関する事項

特定行為の景観づくり基準の策定にあたっては、常願寺川やその両岸の山並みなどの自然景観が重点地域の景観の基調となっていることを踏まえ、各行為によって重点地域の重要な景観である眺望景観と緑や水辺の景観が損なわれることのないように、また、各地域における景観の特性が生かされるよう配慮するとともに、立山黒部アルペンルートへの導入部にふさわしい沿道景観の整備に配慮するものとする。

行為ごとの特定行為の景観づくり基準の基本的な考え方は、次のとおりとする。

1 建築物及び工作物の新築等

立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺川等の眺望を妨げないよう配慮するものとする。また、地域の基調となっている自然景観を大きく変化させる行為を避けるとともに、樹林及び樹木の保全に配慮した景観形成を図るものとする。さらに、各地区の歴史的景観や周辺の景観等に調和した形態・意匠・素材の使用に努めるものとする。

2 土地の区画形質の変更

地域の自然景観を大きく変化させることが予想される場所、または、眺望景観を妨げることが予想される場所、特に幹線道路や眺望点から目立つ場所での土地の区画形質の変更はできる限り避け、やむを得ず行う場合は、位置及び方法に配慮するとともに、規模を最小限にとどめ、行為地の緑化に努めるものとする。また、法面及び擁壁の形状、素材等については、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

3 屋外における物品の集積又は貯蔵

地域の自然景観を大きく変化させることが予想される場所、または、眺望景観を妨げることが予想される場所、特に幹線道路や眺望点から目立つ場所での物品の集積又は貯蔵はできる限り避け、やむを得ず行う場合は、植栽等で遮へいし、周囲から見えにくくするよう工夫するとともに、規模を最小限にとどめ、周辺の景観に与える圧迫感や違和感を和らげるように配慮する。

4 鉱物の掘採又は土石の類の採取

地域の自然景観を大きく変化させることが予想される場所、または、眺望景観を妨げることが予想される場所、特に幹線道路や眺望点から目立つ場所での鉱物の掘採又は土石の類の採取はできる限り避け、やむを得ず行う場合は、植栽等で遮へいし、周囲から見えにくくするよう配慮するとともに、法面や擁壁は最小限にとどめ、緑化等により跡地の修景に努めるものとする。

5 木竹の伐採

地域の景観の基調となる自然景観の重要な要素である山地の樹林をはじめとして、雄山神社等の社寺林や屋敷林等の樹木や樹林の伐採はできる限り避けて保存し、景観づくりに生かすよう努めるものとする。また、やむを得ず行う場合は、規模を最小限にとどめ、跡地の緑化等に配慮するものとする。

第3 重点地域における景観づくりを推進するために必要な施策に関する事項

1 県を主体とした景観づくりの推進

(1) 景観づくりに資する公共事業の推進

県は、富山市及び立山町その他関連行政機関との連携を図り、景観づくりに関する事業を推進するものとする。特に、道路、河川、公園、公共建築物等の公共施設の整備にあたっては、重点地域における景観づくりの基本目標及び地区別の景観づくり基本方針を踏まえるとともに、富山県公共事業景観づくり指針等に基づき、地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう努めるものとする。

また、重点地域の優れた景観を眺望できる視点場の整備、地域の景観に配慮した道づくり、景観上重要な樹木や歴史的な建造物等の保全、電線類の地中化等に努めるものとする。

(2) 他の制度との連携

富山市景観まちづくり条例及び立山町みどり維新の景観まちづくり条例との連携に努めるとともに、中部山岳国立公園区域内においては、自然公園法に基づく行為の規制と誘導との連携を図るものとする。

さらに、屋外広告物条例に基づく禁止地域の重点地域全域への拡大や景観保全型広告整備地区の指定、広告物協定の締結推進など、屋外広告物条例との連携に努めるものとする。

(3) 景観づくりに対する支援

重点地域において地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、県は富山市及び立山町による景観づくり施策及び地域住民や事業者の景観づくりに資する取り組みに対し支援を行うものとする。

2 地域に根ざした景観づくりの推進

(1) 富山市及び立山町による景観づくりの施策の推進

富山市及び立山町においては、重点地域における景観づくりの基本目標及び地区別の景観づくり基本方針を踏まえ、それぞれの景観条例に基づく景観づくり施策を地域住民と共に推進するなど地域の特性を活かしたきめの細かい景観づくりに取り組むとともに、景観づくりに対する住民等への意識啓発に努めるものとする。

(2) 地域住民及び事業者による景観づくりの推進

地域住民及び事業者は、景観形成を推進する担い手として、身近な取り組みや企業活動を

通して地域に根ざした景観づくりに取り組むとともに、景観づくり住民協定の締結などの景観づくりに資する自主的なルールづくりに努めるものとする。

立山・大山地区特定行為の景観づくり基準（案）

第1 基本事項

- 1 特定行為の計画地及びその周辺地域の眺望、自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、特定行為の景観づくりに適切に反映させる。
- 2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。
- 3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び富山市、立山町の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

第2 個別事項

1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

- ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺川等の眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。
- イ 建築物の形態、町並みの状況に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。
- ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺地域の景観を損なうことのないよう、建築物の配置について工夫する。

(2) 形態及び意匠

- ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。
- イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。
- ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。
- エ 屋根形状は勾配屋根を基本とし、周辺の町並みや自然等の景観と調和させるよう工夫する。
- オ 岩嶺寺地区及び芦嶺寺地区、本宮・小見地区においては、伝統的な形態及び意匠とするほか、吉峰地区においては木造を基本とするなど、地区の町並みに調和させるよう工夫する。
- カ 立山駅周辺地区及び立山山麓周辺地区においては、周辺の自然景観との調和に配慮する

とともに、観光地にふさわしい質の高い意匠となるよう工夫する。

(3) 色彩

ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。

ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

エ 岩嶺寺地区及び芦嶺寺地区、本宮・小見地区においては、屋根は低彩度、低明度とし、外壁は低彩度、低明度又は無彩色を基本とする。

(4) 素材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

ウ 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

エ 岩嶺寺地区及び芦嶺寺地区、本宮・小見地区においては、瓦、漆喰等の伝統的素材の使用に努める。

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう努める。

イ 社寺林や屋敷林等の敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。

ウ 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や花木の植栽をするなど、沿道や町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、緑化に努めるとともに、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺

川等の眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

イ 工作物の形態、町並みの状況に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。

ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺地域の景観を損なうことのないよう、工作物の配置について工夫する。

(2) 形態及び意匠

ア 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。

イ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。

ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

(3) 色彩

ア 工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

イ 工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。

ウ 工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

エ 岩崎寺地区及び芦崎寺地区、本宮・小見地区においては、低彩度、低明度又は無彩色を基本とする。

(4) 素材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

ウ 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するとともに、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう努める。

イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。

ウ 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や花木の植栽をするなど、沿道や町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、緑化に努めるとともに、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

3 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）

(1) 土地の形状

地形の改変をできる限り小さくし、従来地形を生かしたものとするとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。

(2) 土地の緑化

優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。

(3) 法面の外観

法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。

4 屋外における物品の集積又は貯蔵

(1) 集積又は貯蔵の方法

集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

(2) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

5 鉱物の掘採又は土石の類の採取

(1) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

(2) 跡地の形状

地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。

(3) 跡地の緑化

掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹

種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。

6 木竹の伐採

(1) 伐採の方法

ア 枯損や危険な場合又は間伐等保育の場合を除き、木竹の伐採はできる限り避けるよう努めることとし、やむを得ず伐採する場合は、道路境界付近の木竹を残すほか、択伐等により伐採の規模を最小限にするよう配慮する。

イ 社寺林や屋敷林等の高木及び樹姿に優れた樹木又は樹林は、保存又は移植を行い、修景に生かすよう工夫する。

(2) 跡地の緑化

木竹の伐採を行った場合は、速やかに植林や地域の植生環境を考慮した花木の植栽等により復元を図るとともに、植栽が安定するまでの生育状況にも配慮する。

重点地域において行われる行為で、地域の特性を考慮しその実施が周辺環境に影響を与えるもの（特定行為）の規模は、以下の（案）とおりとする。

行為の種類		対象規模（案）
建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	・ 建築面積 10 m ² 超
	①煙突、排気塔その他これらに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	・ 高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。)
	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・ 高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。)
	⑦広告塔、広告板その他これらに類する工作物	・ 高さ 5m超 又は 表示面積 5 m ² 超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。)
	⑧垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	・ 高さ 1.5m超
	⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリー ゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑩コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャー プラントその他これらに類する製造施設 ⑪自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑫石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑬ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	・ 高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。) 又は ・ 築造面積 10 m ² 超
	土地の区画形質の変更	・ 面積 300 m ² 超 又は 法面・擁壁の高さ 1.5m超
	屋外における物品の集積又は貯蔵	・ 面積 100 m ² 超 又は 集積・貯蔵の高さ 1.5m超
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	・ 面積 300 m ² 超 又は 法面・擁壁の高さ 1.5m超
	木竹の伐採	・ 高さ 10m超 又は 伐採面積 300 m ² 超

※高さ・面積の算定方法

①高さ

- ・ 地上に露出する部分の地盤面（建築基準法に規定する平均地盤面（2つ以上ある場合は、最も低い平均地盤面とする。）から最高部までの高さ（見付の高さ）とする。
- ・ 建築物にあっては、屋上部分の塔屋（階段室、エレベーター機械室等）及び建築基準法第2条第3号に規定する「避雷針」を除く建築設備（電気、ガス、給水等の設備、煙突、昇降機）を含むものとする。
- ・ 建築物と一体となって設置されている工作物の高さは、建築物との接続部分からの高さではなく、建築物の地盤面からの高さとする。なお、その高さには、建築物と同様に「避雷針」は含まない。

②面積

- ・ 「建築面積」 建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定により算出する。特定行為に該当するか否かは敷地単位ではなく、棟別で判断する。
- ・ 「表示面積」 広告塔、広告板等の工作物の広告を表示する部分の面積のことであり、面積の算定については、富山県屋外広告物条例の例による。
- ・ 「築造面積」 建築基準法施行令第2条第1項第5号の規定により算出する。特定行為に該当するか否かは敷地単位ではなく、棟別で判断する。